屯田兵村における神社の創立由縁とその類型

--- 石狩川上~中流域の場合 ---

遠 藤 由紀子

- 1. 問題の所在と目的
- Ⅱ. 石狩川流域における屯田兵村の創設と神 社の創立由縁
 - (1) 滝川地域
 - (2) 上川盆地
 - (3) 南空知地方
 - (4) 雨竜原野
- Ⅲ. 創立由縁の3類型
- IV. おわりに

I. 問題の所在と目的

明治政府は、明治7年(1874)屯田兵例則(以下、屯田兵制度)を制定した。北海道の開拓、対ロシアの国防の必要性と士族授産政策を結びつけたのであった。屯田兵の募集について、当初は戊辰戦争(慶応4年~明治2年)で敗北した東北地方の士族が対象であったが、明治18年に募集対象が全国各府県の士族に拡げられた。その後、明治23年に平民の募集が可能となった。そのため、明治23年以前に形成された屯田兵村は士族屯田、それ以降に形成された屯田兵村は平民屯田と呼ばれた。

屯田兵村に関する主な研究は、先駆者である上原轍三郎¹⁾により全体構造が把握され、安田泰次郎²⁾による成績や人口調査、山口弥一郎³⁾による開発の経過、増田忠二郎⁴⁾、渡辺英郎⁵による集落形態の変化についての論

考がある。上述の研究に代表されるが、これまでの研究は、屯田兵村の成立・展開過程を政策面、経済面からアプローチした研究であることが指摘できる。屯田兵制度はもともと政治的、経済的対策として施行された。よってこれらの側面から研究が行なわれるのは当然の成り行きではあるが、屯田兵制度を推進したのは明治政府であっても、開拓し、村落を形成したのは入植者となる屯田兵自身であった。

ところで、屯田兵村には必ず神社が存在している。日本の自然村のほとんどには、村の鎮守としての神社が存在している。近代以前より、神社にはその土地に住む人々にとっての氏神や産土神が祀られ、習俗として日本人の日々の生活に密接していた。政策的に建設された村落である屯田兵村に神社が存在しているのは、政策的によるものなのか、入植した人々の何らかの意志によるもののいずれかであると考えられる。筆者は、この点に着目し、屯田兵村における神社の「創立由縁」。に注目し、屯田兵村における神社の性格を明らかにしようと考えた。

これまで、明治期になり北海道に形成された集落に鎮座する神社の研究としては、黒崎八洲治良⁷、梅原達治⁸、関孝敏⁹、村田文江¹⁰、宮良高弘¹¹などの論考が挙げられる。これらの研究対象は集団移住や個人移住による一般の入植者が勧請した神社であり、

郷土からの民間信仰の伝承や変容について研究された。これに対して、屯田兵村に鎮座する神社の研究については、各自治体による地方史の枠に留まっているのが多いのが現状である。そのなかで、森岡清美¹²⁾ や鷹田和 東三¹³⁾ が、屯田兵村の神社を例に挙げて、集落で行われる村落祭祀組織を研究した成果は 意義深い。しかしながら、これらは、ある各田兵村の個別事例研究に留まっていた。各は 日兵村の個別事例研究に留まっていた。そはこれまでなされてこなかったといえる。そ にまでなされてこなかったといえる。そ にった神社の機能に関する研究なのである。 だれた神社の機能に関する研究なのであり、 びはこれまでなされなかったのである。

本論文では、明治22~29年に石狩川上~中 流域に形成された屯田兵村の神社の創立由縁 を研究対象とした。筆者は、これまで明治8 年~22年に札幌地域、根室地域に形成された 屯田兵村における神社の創立由縁を調査し た¹⁴⁾。これらの地域に形成された屯田兵村は すべて士族屯田である。明治初期に形成され た札幌地域の琴似兵村の場合には、東北地方 出身者が屯田兵として入植しているが、入植 してまもなく自発的に屯田兵村に神社を創立 した。祭神に出身藩の藩祖を祀り、故郷に帰 属意識を持ちながら、日々の生活を送ってい たという結論に至った。明治18年以降に形成 された札幌地域と根室地域の屯田兵村の場合 には、遙拝所がそのまま神社の創立由縁と なった。それでは、士族屯田と平民屯田が混 在している石狩川上~中流域に入植した屯田 兵は、どのような経緯や背景の下に屯田兵村 に神社を創立し、祭神を選択したのか。以下 より, 各屯田兵村の神社創立に至った過程を 創立由縁により分析し、その特色を明らかに する。

II. 石狩川流域における屯田兵村の創設と神社の創立由縁

北海道は、明治2年8月まで蝦夷地と呼ばれており、内陸部は未開拓であった。開拓使が創設されると、内陸の中央を北東へ流れる石狩川に沿った流域を中心として開発が進められていった。屯田兵村の分布図(図1)をみると、屯田兵入植初期は札幌地域に主に形成されたが、その後、特例として北辺の警備の地である根室地域や室蘭地域などの飛び地以外は、石狩川の中流から上流に沿った流域に形成された。

屯田兵の入植地は、石狩川流域の都市、または集落景観の発展と一致している。屯田兵村の分布が「もっとも密なのは中央凹地帯、及び札幌-勇払低地帯であり、現在の人口周密地帯とほぼ一致している。」¹⁵⁾ という指摘の通り、明治期に形成された屯田兵村を基盤としてその後の都市や市街地の形成が進められたのである。

屯田兵村の兵屋配置は、明治初期は「密居制」であったのに、徐々に明治後期になるにつれて「疎居制」になった。これは、屯田兵設置の目的が警備重視から開拓重視へ移行していったためであると指摘されている¹⁶⁾。「疎居制」は、1785年以降にアメリカで実施されたタウンシップ制に倣ったといわれている。石狩川上~中流域の屯田兵村は、「密居制」から「疎居制」へ移行した時期に形成された。つまり、北方警備より開拓の責務が重視されてきた時期に形成されたのである。

本論文で対象とした石狩川上〜中流域に形成された屯田兵村は11村あり、それぞれ1社ずつ、計11社の神社が鎮座している。これより、各屯田兵村における神社の創立由縁を紹介していくが、これらの屯田兵村の神社の創立年は、屯田兵村の創設とほぼ同時期であった。ゆえに、表1に示すように、屯田兵村への入植年(滝川地域〔中流域、滝川兵村〕

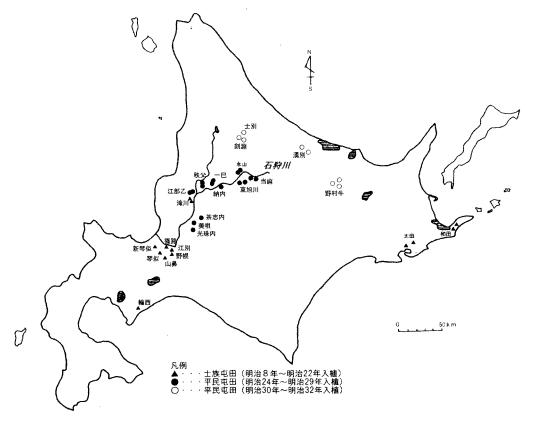


図1 屯田兵村分布図 (小林博明『屯田兵名簿』,北海道屯田倶楽部,2003などを参考に作成)

表1 石狩川中~上流域の屯田兵村の入植年

	地域名	流域	現在の 行政区	屯田兵 村名	入植年	戸数 (戸)
1	滝川地域	中流域	滝川市	滝川	明治22.23年	440
2	上川盆地	上流域	Arr Let -	永山	明治24年	400
			旭川市	東旭川	明治25年	400
			当麻町	当麻	明治26年	400
3	南空知地方	中下流域		美唄	明治24~27年	160
			美唄市	光珠内	明治24~27年	120
				茶志内	明治24~27年	120
	雨竜原野	中上流域	滝川市	江部乙	明治27年	400
			秩父別町	秩父	明治28.29年	400
4			200 H I - 1-	一已	明治28.29年	400
			深川市	納内	明治28年	200

(伊藤廣『屯田兵村の百年』上巻・中巻,北海道新聞社,1979、小林博明『屯田兵名簿』,北海道屯田倶楽部。2003より作成)

上川盆地〔上流域, 永山兵村・東旭川兵村・ 当麻兵村〕, 南空知地方〔中下流域, 美唄兵 村・光珠内兵村・茶志内兵村〕, 雨竜原野 [中上流域, 教父兵村・一門兵村・納内兵村・江部乙兵村)の通りに列記していくこととする。中流域に形成された滝川地域は, 札幌地域と根室地域の屯田兵村の次に計画された最後の士族屯田の入植地である。滝川地域以外の3地域は,明治23年以降に形成された平民屯田の入植地である。特科隊(騎兵, 砲兵, 工兵)の任を担った南空知地方以外は,歩兵隊であった。

(1) 滝川地域

滝川地域は、石狩川の中流域である現在の 北海道滝川市に位置している。この地域は、 石狩川と空知川の合流地点にあたる。明治21 年9月に陸軍少将で屯田兵本部長永山武四郎 が上川方面へ視察に出かけた際¹⁷、道中に滝 川地域を調査し屯田兵村の候補地に挙げ, 「屯田兵増殖ノ儀二付上申」を黒田清隆首相 に提出した。同年12月には,屯田兵村の位置 として,石狩川と空知川の氾濫やその氾濫湿 原を避けた一段小高い農耕最適の平野部が選 定され¹⁸,兵屋の建設がはじまった。

ところで、奈良県吉野郡十津川村において、明治22年に大暴風雨による災害があった。十津川村災民は、政府・道庁の保護を受け、同年11月に659戸、2,691人が団体移民として渡道し、既設された屯田兵屋に一時仮住した。一兵屋に4家族が住まうという窮余策であった。そこで、十津川村災民にも屯田兵の希望者を募り、そのうち95戸がそのまま屯田兵として滝川兵村に残留することが決まった。他の十津川村災民は、近隣の石狩川右岸トツク原野に新十津川村を創設し、再移住が決定した19。

そうして、明治22年に十津川村災民95戸、明治23年に6県345戸の屯田兵が最後の士族屯田として滝川兵村に入植した。入村当時は、第五大隊第一中隊、第二中隊で編成されたが、明治24年の屯田兵配備表改正により第二大隊の所属となり、本部が滝川におかれ、第一中隊・第二中隊は札幌地域の江別兵村、第三中隊・第四中隊は滝川兵村となった。

入植者の出身府県の内訳を表2に示す。主 に九州地方の士族が多く入植していることが

府県	入植戸数(戸)			
山形	102			
奈良	95			
熊本	27			
山口	100			
佐賀	58			
福岡	39			
鹿児島	19			
計	440			

表 2 滝川兵村の出身府県別戸数

分かる。屯田兵菅原庄次郎の孫にあたる菅原武男²⁰⁾ からの聞き取りによると、宮城県出身の士族が滝川地域に入る予定であったというが、十津川村災民の募集により、定員が満たされたため他に入植したという。そのため、東北地方出身の士族の入植は、山形県出身の102戸に留まった。

菅原庄次郎は、過去帳を管理しており屯田 兵の系譜を書き留めていた。滝川兵村は士族 籍限定で募集されたが, 入植者の特色とし て,以下に挙げる3点をも含む士族の入植で あったという。すなわち、第1点は平民の次 男や3男などが士族の籍を買って入植した 例、第2点は故郷で平民と士族が土地と籍を 交換して入植した例, 第3点は新しい戸籍を 作って入植した例である。この傾向は、ほか の士族屯田にもあてはまる210。滝川地域に入 植した屯田兵たちも例外ではなかった。つま り、士族屯田として入植した屯田兵がすべて 士族出身であったわけではないが、滝川兵村 への入植は、屯田兵制度の募集規則が士族限 定の時期であるため、本論文では「士族屯 田」入植地として捉える。

さて、滝川兵村では、明治23年8月に滝川神社の前身である遥拝所が勧請された。『滝川町発展史』には、「第二大隊長野崎貞次²²⁾、第三中隊長縣左門、第四中隊長山縣俊信の三名は、遥拝所建設の計劃を樹て之を部下の将校下士と圖り・・・」²³⁾ とある。この際に各屯田兵戸主宛に回章²⁴⁾ を出した。この祭に各屯田兵戸主宛に回章²⁴⁾ を出した。この発起人3名は、明治政府から派遣された屯田幹部である。つまり、明治政府から派遣されてきた大隊本部の屯田幹部による遥拝所建立の議となったのである。このとき、遥拝所には天照大神を祭神として、天皇、皇后、皇太子の御真影²⁵⁾ が安置された。

『滝川町発展史』には、「第四中隊三九四番 地戸主佐伯廣治の父訓導佐伯熊槌、遥拝所保 存の監視兼清掃の事を託せらる」²⁶⁾ とある。 しかし、『屯田兵名簿』²⁷⁾ に残る佐伯姓は

⁽小林博明『屯田兵名簿』, 北海道屯田倶楽部, 2003より作成)

「佐伯寅吉」だけである。正確な記録が残っていないため、いずれの記述違いであるのか明確にすることはできないが、佐伯姓は滝川兵村に一軒のみの入植であり、山口県出身との記述がある。なぜ山口県出身の佐伯が管理を任されたかは不明であるが、「佐伯熊槌は旧萩藩士であり、敬神家であった。」²⁸⁾とされる。この遥拝所は、明治28年に滝川神社と認可された。

屯田兵制度初期に、土族屯田として東北地方出身者が入植した明治初期の札幌地域の屯田兵村では、自発的に神社を建立した。そして祭神は故郷を偲ぶものであった。これに対し、最後の土族屯田である滝川地域は、屯田幹部により意図的に神社勧請の議がなさ天明が祭神であった。この創立由縁は、明治18年以降に形成された札幌地域における全府県よりの募集による屯田兵村と根室地域における屯田兵村と一致している結果となった29。また、天皇の御真影を神社に祀ったことは、札幌地域の屯田兵村にはみられなかった新しい動きである。

現在,人口4万6千人の滝川市には神社は 滝川神社を含め,2社のみが鎮座している。 旧滝川兵村地に残る子孫は約60戸であり,残 留率は15%であるが,屯田兵子孫は先祖を偲ぶ「屯田兵遺徳顕彰会」を結成し,滝川神社 は毎年屯田兵の慰霊祭典を行っている。滝川 地域における屯田兵村の特色は,遥拝所がそ のまま神社の機能を持ったことであった。

(2) 上川盆地

上川盆地は石狩川の上流域にあたり,現在の北海道旭川市周辺である。上川盆地の東北部には,永山兵村,当麻兵村,東旭川兵村が成立した。

前述した永山武四郎が上川方面の視察の際,上川盆地に屯田兵村の建設の議が決まり,明治22年に石狩川から忠別川に挟まれた

地が屯田兵村として選定された。はじめての 平民屯田として、明治24年に永山兵村、明治 25年に東旭川兵村、明治26年に当麻兵村が成立した。上川盆地における屯田兵村は、第三 大隊の本部を永山に置き、第一中隊・第二中 隊は永山兵村、第三中隊・第四中隊は東旭川 兵村、第五中隊・第六中隊は当麻兵村が担った。各屯田兵村とも400戸の入植であった。

上川盆地における屯田兵村に入植した屯田兵は、33府県からの出身地からなり多様であった。そのなかで、特に目立つのは、耕地が少ない四国地方からの入植者の比重が大きいことである。四国地方出身者をみると、永山兵村150戸、東旭川兵村182戸、当麻兵村86戸300であり、その割合は34.8%であった。各屯田兵村に創立した神社として、永山兵村は永山神社、東旭川兵村は旭川神社、当麻兵村は當麻神社が鎮座している。

永山兵村における永山神社については, 「明治24年7月1日,永山屯田兵400戸が入植 し、開拓の守護神,屯田兵の鎮守として明治 25年,有志が相謀って小さい祠を建て天照大 神,大国主神,二柱を奉祀した」³¹⁾というの が創祀である。

他方、明治期になり、多くの入植者を迎え 入れた北海道には無願神社32)が乱立してい た。そのため、北海道庁は、明治30年に「社 寺取締ノ件」(一村一社という設置原則),明 治35年に「社寺規定」(神社の境内や氏子に ついて規定に満たさないものは認可しない) を布達した。これ以降、神社の創立が規定さ れた。そのため、永山神社でも、明治30年11 月に「神社創立願」を北海道庁長官宛に提出 し、翌年に無格社として認可された。この 「神社創立願」には「新村ニシテ旧神祠無之 今般村中協議ノ上,産土神社創立仕度ニ付本 村共同公有地ノ内ニ建設有之候」330 と書かれ ており、総代人には、新居丈平や松野寿の屯 田兵が銘記されている。新居と松野の出身地 は、『屯田兵名簿』34) によると、徳島県、岡

山県である。神職には,有資格であった松野 寿が就いた。

当麻兵村における當麻神社は、「入植者に自信を持たせ、精神的に安定させる為に心の倚り所としての神社の建立は急務であり、明治27年5月丘陵地を神社地と定め、5月5日両中隊の屯田50名ずつ社地ならしに従事、當麻神社と命名した標木を建立し、天照大神、後に八幡大神を増祀した。」350のが起源であるとされている。

當麻神社は、明治31年に「神社創立願」³⁶⁾ を北海道長官に宛て提出した。総代人は松原 久賀(島根県)、吉田信近(鳥取県)、草浦耕 蔵(兵庫県)、片山善次郎(岡山県)の屯田 兵が銘記されている³⁷⁾。

永山神社、當麻神社とも入植から1年後に 屯田兵村内から神社創立の議案が出て、祠を 建てた。明治30年代になり北海道庁に村の鎮 守のカミとしての正式な認可を請うている が、この時に出された両神社の「神社創立 願」をみると、その文言が名称、氏名、年月 日を除いて一語一句同じである。このような 文書の手引きがあったのか否か記録が残って いないが、両村での情報交換があったことが 伺える。

東旭川兵村には、旭川神社が勧請された。中隊記録である『屯田歩兵第三大隊第三中隊日記』(以下、『日記』と記す)、『第七師団屯田歩兵第三大隊第四中隊履歴』³⁸⁾(以下、『履歴』と記す)³⁹⁾が残る。両書とも、中隊が開設された明治25年7月14日から稿を起している。そのなかで、明治26年『日記』の6月6日の項に「練兵午前六時ヨリ施行。同五時喇叭吹奏ス。村社健設ノ為メ笹刈第一班ヨリ出ス。」という神社に関するはじめての記録がみられる。

入植の翌年、有志が相談の結果、神社建設 について、大隊長の許可を仰ぐことになっ た。神社建設の願書である「村社建設ノ件ニ 付申進」は、第三中隊長・第四中隊長の名で 明治26年5月10日に和田正苗第三大隊長⁴⁰へ提出された。この願書とともに「村社敷地ノ議二付願」が大隊長へ提出されている。この文書の総代人は屯田兵入植者である小笠原為平(愛媛県)、中村定夫・河村善次郎(京都府)で、神社建設の有志は居住する屯田兵であった。

申請の結果、同年5月18日に許可がおり、 社殿の建築がはじまった。『日記』による と、教練・開墾とは別に、先の6月6日より 同月9日、12日、14日、17日・・・とほぼ3 日おきに村社建設に屯田兵を従事させたこと が書かれている。そして、移住完了の記念日 である同年8月15日に合わせて社殿が完成し た。この日の『日記』には、「第十八九班祭 典使使二出ス。御祭典上棟式執行ス。撃剣角 カノ余興アリ。」、『履歴』には「本日上棟式 終リテ天照皇大神宮ノ御分霊ヲ奉祠シ旭川神 社ト命名ス」との記録がある。

しかし、このときの分霊は本州に鎮座する神社からの直接の分霊ではなく、屯田兵にとっては「あくまでの仮の神爾」⁴¹⁾ という認識であったという。そのため、8月に本殿が完成したのち、同年12月30日に香川県から入植し、教導職の資格をもつ細川喜四郎が木花開耶姫命の神鏡⁴²⁾ を合祀した。明治31年には、永山神社神職松野寿が旭川神社の神職をも兼務して、神社創立申請書が北海道庁長官宛で提出され無格社として認可された。

しかしながら、他方で、香川県出身者が金毘羅神社、京都府出身者が稲荷神社を祀りたいなどという争いが起きた。そのため、明治32年に中隊長菊池直人が調停役として伊勢神宮から天照大神を迎えることで決着したという⁴³。これについて、「神社の創建は住民全ての要望であるばかりでなく、中隊大隊を問わず軍当局も極めて熱心であり軍民一体で進められた。」⁴⁴と分析されている。様々な地方の出身者からなる屯田兵村で、出身地ごとの争いが起きたという事象は他の開拓地にも

あてはまることではあるが、郷里の祭神の分 霊を許さず、天照大神を分霊することで解決 した例は東旭川兵村のみにみられることであ る。

現在の当麻町は人口8,000人、旭川市は人口36万人を数え、上川盆地は道内でも有数の穀倉地帯となっている。旭川神社の境内には昭和57年に旭川兵村記念館が開館し、永山神社の境内には平成9年に永山武四郎像が建設されるなど、現在も屯田兵村であった歴史を残す事業が展開されている。上川盆地における屯田兵村の特色として、神社創立由縁は、屯田兵幹部と入植者である屯田兵の有志が協力して携わっていたことが挙げられる。

(3) 南空知地方

南空知地方は、石狩川の中流左岸域に位置する現在の北海道美唄市周辺を指す。この地は、東部丘陵地からの清流が平坦な低地帯を下って、石狩川に注いでおり、西部低地帯には湖沼が点在する。アイヌが「沼に貝がある所=ピパイ」と呼んでいたことから、開村当時に沼貝村⁴⁵⁾、のちに読みである美唄町と名づけられた。

この地方は、滝川地域と上川盆地の中間地 点にあたり、明治24~27年にかけて特科隊と して美唄兵村(騎兵大隊・160戸), 光珠内兵 村(砲兵大隊・120戸), 茶志内兵村(工兵大 隊・120戸)が形成された。4年間をかけ て,1年ごとに40戸・30戸・30戸ずつ,全部 で400戸の屯田兵が入植した。隊編成は、そ れぞれが大隊として独立していた。明治19年 より樺戸・空知両集治監の囚人たちにより、 市来知村(現三笠市)から恵別太(現旭川 市)を結ぶ上川仮道路が開通した。そのの ち、明治23年には、北海道炭礦鉄道会社によ る鉄道工事開始と前後して、岩見沢から空知 川までの上川道路が完成し、同年9月に沼貝 村が設置され、同時に屯田兵の入植地として 指定された。

入植した屯田兵の出身地は、38府県に及ぶ。例えば光珠内村120戸の内訳をみると、四国地方30戸、九州地方22戸、中国地方19戸、近畿地方17戸、東北地方16戸、中部地方13戸、関東地方3戸であり、特に極端な出身地の偏りのない編成であった。各屯田兵村における神社として、美唄兵村は空知神社、光珠内兵村は沼貝神社、茶志内兵村は茶志内神社が鎮座している。

明治25年に茶志内神社が「同志相謀り一社を創立し」⁴⁶⁾、明治27年に空知神社が「村民協議の結果」⁴⁷⁾、創立された。村民が協議して天照大神を祭神として創立したというこの由緒と祭神の選択は、上川盆地における神社と同様の経緯である。

しかし、当時特科隊の中心地であった光珠 内兵村における沼貝神社については、「中隊 長玉虫教七により、士気を高揚するために八 幡大神を祭神として創立した」⁴⁸⁾ のがはじま りだという。八幡大神という祭神を選択し、 天照大神を祀っていない神社は石狩川上~中 流域では光珠内兵村だけである。八幡大神 は、戦いの神である。特科隊を担う屯田兵村 は特殊であり、屯田兵の士気を挙げるため に、この地に唯一八幡大神を祀ったことは興 味深い事実となった。

ところで、南空知地方には屯田兵の入植以外に、集団移住や個人移住で入植したものが多い。屯田兵と同時期に入植し、開拓をはじめた神奈川県出身の高嶋嘉右衛門による高嶋農場、三重県出身の富樫伝右衛門による富樫農場、秋田県出身の富樫伝右衛門による富樫農場、他に葵農場、京極農場、津軽農場などのような開拓者が相次いでいた。それに伴い、たとえば、中村神社、上美唄神社、開発神社(いずれも祭神は天照大神)のように入植者が移住後に建立したという同系の神社も乱立した。

前述の通り、明治30年に「社寺取締ノ件」 が布達され、屯田兵村、一般の入植者の集落 が形成された南空知地方において、空知神社が明治34年に無格社としてただひとつの公認神社となり集落の総鎮守としての機能を担った。屯田兵400戸のほとんどが出征した日露戦争終結後、空知神社の境内では、盛大に凱旋祝賀会が催された記録が残る。のちに、明治44年に村社に列され、昭和8年には県社となった49。沼貝神社は明治44年に無格社、昭和3年に村社、茶志内神社は大正2年に無格社、昭和11年に村社となっている。

他方、美唄市は大正期になると三菱美唄炭 坑を中心として移住者が増え、市街は栄えは じめた。それと相反して屯田兵は明治34年の 現役満了を迎えると、離村者が続出した。例 えば、光珠内兵村では明治43年までに41戸が 離村,その後も大正14年までに30戸50) が離 村した。つまり、昭和期に入る前に残留した ものは40%となった。その後の昭和11年の屯 田兵残留調査では、美唄兵村が43.1%、光珠 内兵村29.2%, 茶志内兵村35.8%であっ た51)。昭和31年の調査では9万人に達してい た人口も減少し、昭和47年の炭坑閉山に伴い 現在は3万人にも満たない。市内における神 社は, 第二次世界大戦後の神社改革により, 合祀が進められ,空知神社,茶志内神社,南 茶志内神社, 沼貝神社, 峰延神社, 大富神社 の六社のみが存在している。現状は、空知神 社以外は、兼務神社である520。

空知神社の現在の宮司である田川太一郎⁵³⁾ は15代目の宮司であり、100年ほどの歴史しかない神社では、15代も宮司が代わったのは異例であるという。神社は、創立当時美唄兵村の中心地に鎮座しており、現在地は、国道建設のため200mほど東にずれた位置であるが移転の歴史はない。田川からの聞き取りによると、人口の流動が激しい美唄市における空知神社は崇敬者も少なく、現在の神社と住民の繋がりは、他地域と比較すると希薄であるという。屯田兵のなかで、特科隊という特命を受けた屯田兵村ではあったが、茶志内神

社, 沼貝神社とも屯田兵が創設した神社という認識は, 現在の住民に乏しい。

南空知地方の特色として,神社創立由縁は,美唄兵村・茶志内兵村では,屯田兵幹部と入植者である屯田兵の有志が協力して携わっていたことが挙げられる。特科隊の中心地であった光珠内兵村における創立由縁は,屯田兵幹部の主導であった。

(4) 雨竜原野

雨竜原野は石狩川中上流域にあたり、滝川地域と上川盆地の中間地域に位置する現在の深川市付近である。深川とは、アイヌから「メム=清らかな水の湧き出る場所」と呼ばれていた地域であったことから名づけられた。雨竜原野は、石狩川流域の農業に適した地域のひとつとして、早くから明治政府に注目されていた。明治22年には、三条実美らの華族組合雨竜農場の土地貸下出願が認可された。しかしながら、経営参加の出資に応じた華族は3名しかおらず、わずか4年後に華族農場は解散となった。これらの土地の大半は、陸軍省の所管に移され、屯田兵の配置が決まった540。

雨竜原野には、明治28、29年の二期に分けて屯田兵が入植した。ヲサンケプ原野に納内兵村(現深川市)、イジヤン原野に一已兵村(現深川市)、チックシベツ原野に秩父兵村(現秩父別町)が形成された。納内兵村には200戸、一已兵村・秩父兵村には400戸ずつ入植した⁵⁵⁾。

明治27年には、屯田兵条例の部分改正があり、配置編成が改正され、雨竜原野に入植した屯田兵は第一大隊となり、第一中隊・第二中隊は秩父兵村、第三中隊・第四中隊は一已兵村、第五中隊は納内兵村が担った。

入植者の出身地は、三つの屯田兵村を合わせてみると、29府県からなる。香川県出身者が207戸と多く、上川盆地と同様に四国地方からの出身者の比重が大きい。四国地方出身

者は、秩父兵村128戸、一已兵村139戸、納内 兵村76戸⁵⁶⁾ であり、その割合は35%であっ た。各屯田兵村における神社名は、秩父兵村 は秩父神社、一已兵村は大國神社、納内兵村 は納内神社となっている。

秩父兵村における秩父神社については,「明治28年5月15日,屯田兵移住の当初開拓守護神として旧練兵場西北隅の丘地に小祠を建てた」⁵⁷⁾ のがはじまりとされる。そのとき,天照大神・大己貴神・少彦名神を祀ったという。神社に残る由緒書にも創立年について「明治28年」とある。しかし,「明治28年秋,練兵場西北の境川を背に開村記念碑を建て,記念祭を行った。明治36年,大隈和太郎氏が神社創建を思い立ち,時の戸長田口辰平と相計って,各区長と協議の上,議決した。」⁵⁸⁾ という記録も残る。開村記念祭の神事の際に「小祠」を建立したのを神社の創始とするのか,神社には創立当時の古文書が残されていないため,明らかにはなっていない。

大隈は島根県から入植した屯田兵であるが、戸長であった田口は『屯田兵名簿』59) には見当たらない。秩父別町に残る『村是調査』明治36年当時の記録をみると、秩父別地域の戸数は527戸⁶⁰⁾ であり、屯田兵以外の入植者が存在している。このことから、当時、秩父別地域における神社は一社のみであり、秩父兵村を守護する神社としてだけではなく、屯田兵以外の入植者の鎮守のカミとしての機能も果たしていたのではないだろうか。その後、寄付金を募り、明治38年に社殿が創建され、明治40年に無格社に公認された。

一已兵村における大國神社については、「明治30年に開村記念標を建立し神事を行うを創祀とし」⁶¹⁾ とある。神社に残る由緒書にも同様の記録がある⁶²⁾。これに対して、「開村記念標は入植後すぐに建立されたため、明治28年の創立である。」⁶⁸⁾ との指摘もある。祭神には天照大神が祀られた。明治33年に

は、第一大隊将校団と屯田兵の奥村與蔵(和歌山県)、佐伯藤市(島根県)、藤田萬蔵(岡山県)により第三中隊、第四中隊の境にあった射撃場北側に社殿が創建された。第一大隊の『組合日誌』によると、社殿造営の総予算は400円であり、屯田兵1戸あたり60銭⁶⁴⁾の寄付を行っている。そののち、出雲大社から大國主命を分霊し、神社名が通称であった一已神社から大國神社と命名され、明治38年に無格社に公認された。

納内兵村における納内神社については, 「明治28年、尚武山麓に[開拓記念碑]を建 て,入村した5月15日を記念日に定めて翌年 から記念祭が行われた。この記念祭と関連し て,明治31年有志が尚武山中腹に小祠を建し て,明治31年有志が尚武山中腹に小祠を建 、明治36年に、納内兵村が後 いう。神社に残る由緒書にも同様の記録があ る⁶⁶⁾。その後,明治35年に、納内兵村が後備 役に編入され、広島県出身屯田兵の新今為吉 が兵村共有地だった現在地を敷地として小祠 を設けて尚武山から天照大神を奉遷した。 翌々年に社殿が造営され、明治40年に無格社 に公認された。

現在の深川市は人口3万人, 秩父別町は人口3000人を数え, 道内でも有数の農村地帯である。雨竜原野の特色として, 神社創立由縁は, 開村記念の式典の際, 神事が行われ, 開村記念碑が建てられたことを起源としていた。祭神は, 発起人の出身県に関係なく天照大神が必ず祀られていた。

以上が、石狩川中〜上流域の屯田兵村と神社創立の経緯であった。創立由縁の特色を整理すると、滝川地域は、神社の創始は遥拝所であり、発起人として屯田兵の幹部が名を連ねた。上川盆地・南空知地方では、光珠内兵村⁶⁷⁾ 以外は、記録には屯田兵の「同志」や「有志」が発起したのが創始である神社と伝えられている。雨竜原野は、開村と同時に神事を行い記念標が建てられたのが、神社の創始である点で共通していた。

これらは、次のように類型化できる。①遥 拝所型(創始は遥拝所であり屯田兵幹部が発 起人)、②屯田兵協賛型(屯田兵の同志や有 志が発起人)、③記念標型(開村と同時に神 事を行い記念標が建てられたのが創始)の3 類型であった。この類型と各屯田兵村と神社 の関係についてまとめたのが、表3である。 これらの類型の分布状況は図2に示す。

表3 石狩川上~中流域における屯田兵村の神社の類型

類型	地域	屯田兵 村名	入植年	神社名	祭神	神社創立年	無格社公認年	創立か ら公認 までの 年数	無格社公認以後 の社格認可年
①遥拝所型	滝川 地域	滝川	明治22・ 23年	滝川 神社	天照大神	明治 23年	明治 28年	5	大正7年村社、 昭和3年郷社、 昭和11年県社
	上川盆地	永山	明治 24年	永山 神社	天照大神・ 大國主神	明治 24年	明治 31年	7	大正3年村社、 大正11年郷社、 昭和20年県社
		東旭川	明治 25年	旭川 神社	天照大神・ 木花開耶姫命	明治 26年	明治 31年	5	明治44年村社、 大正11年郷社
②屯田兵		当麻	明治 26年	當麻 神社	天照大神・ 八幡大神・ 春日大神	明治 27年	明治 41年	14	大正4年村社
協賛型	南空知地方	美唄	明治24 ~27年	空知神社	天照大神・ 大己貴神・ 少彦名神	明治 27年	明治 34年	7	明治44年村社、 大正14年郷社、 昭和8年県社
		光珠内		沼貝 神社	八幡大神	明治 27年	明治 44年	17	昭和3年村社
		茶志内		茶志内 神社	天照大神	明治 25年	大正 2年	20	昭和11年村社
	雨竜原野	江部乙	明治 27年	江部乙 神社	天照大神・ 大國主命	明治 27年	大正 3年	19	大正6年村社
③記念標型		秩父	明治28· 29年	秩父 神社	天照大神・ 大己貴神・ 大國魂神・ 少彦名神	明治 28年	明治 40年	12	大正2年村社
	W.FI	一已	明治28· 29年	大國 神社	天照大神・ 大國主命	明治 28年	明治 40年	12	大正元年村社、 大正11年郷社
		納内	明治 28年	納内 神社	天照大神	明治 28年	明治 40年	12	大正12年村社

(坂東幸太郎編『滝川町発展史』、富良野線鉄道開通祝賀会、1911、永山神社編『永山神社史』、永山神社創祀百年紀念史編集委員会、1997、当麻神社編『当麻神社史』、当麻神社御鎮座九十年奉賛会、1985、芦原厳夫編『旭川神社鎮座百年史』、旭川神社鎮座百年史編集委員会、1994、大枝連蔵『沼貝村史』、田岡美盛堂、1915、一己屯田会編『一已屯田開拓史』、一己屯田会、1994、大平秀雄編『納内神社の百年史』納内神社創祀百年記念事業奉賛会1995、現地での聞き取りにより作成)



凡例

●・・・遥拝所型

△・・・屯田兵協賛型

▼・・・記念標型

注:参考のため札幌地域と根室地域の屯田兵村における神社の創立由縁で遥拝所型にあてはまる屯田兵村も記している。

図2 屯田兵村における神社創立由縁に関する分布図 (調査結果により作成)

Ⅲ. 創立由縁の3類型

明治22年~29年までに石狩川中~上流域に入植を果たした屯田兵村と神社の関係について、入植年、神社の創立年の順に俯瞰してきた。それらは、図2の分布状況をみると、屯田兵が入植し、集落が形成されていった編年と一致することがわかり、①遥拝所型→②屯田兵協賛型→③記念標型と変遷を辿れる類型となったことが分かる。

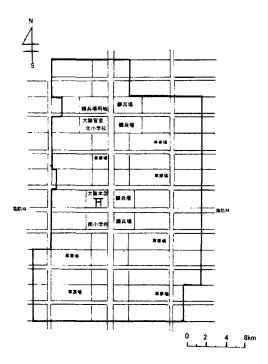
①の遥拝所型は、士族屯田である滝川地域にみられた。平民屯田には「遥拝所」という名を冠する施設がないことから士族屯田の特徴⁶⁸⁾といえる。屯田兵幹部である大隊長または中隊長の指導に拠った遥拝所であった。

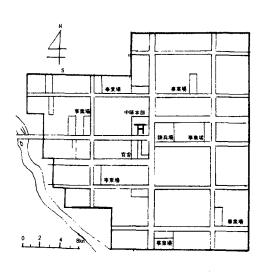
②の屯田兵協賛型は、上川盆地、南空知地方にみられ、平民屯田の入植地であった。屯田兵幹部の監督のもと、有志や同志が寄附を募って神社を建立した。様々な地方から入植したことで、屯田兵幹部の指導より先に、入植者である屯田兵が挙って精神的支柱である心の拠り所を求めたのである。

③の記念標型は、雨竜原野にみられ、平民 屯田の入植地であった。入植と同時に祭神名 が書かれた標が屯田兵村に必ず建てられるよ うになった。この標には、祭神名が書かれ、 のちに中隊における神社の祭神となった。屯 田兵協賛型のように、どの屯田兵村にも神社 建立の動きがみられたという事例を踏まえた のか、陸軍省の直轄となった時期でもあり、

(a) 遥拝所型 (滝川兵村)

(b) 屯田兵協賛型(東旭川兵村)





(c) 記念標型 (一已兵村)

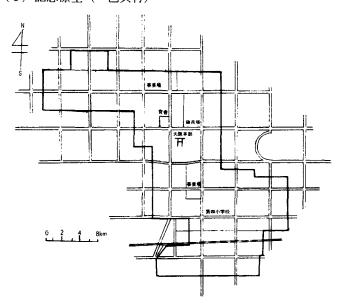


図3 屯田兵村の神社位置

(伊藤廣監修『歴史写真集屯田兵』, 北海道屯田倶楽部, 1988, 現地での聞き取りにより作成)

天皇制統一国家として一律させる政策が開拓 地へ直接に機能したのか, 国家の祭祀である 神社の存在が屯田兵村に必須とされたといえ る。

また、各類型に属する屯田兵村図を図3に示した。それぞれ、(a) 滝川兵村、(b) 東旭川兵村、(c) 一已兵村を例に挙げた。すべての屯田兵村で神社位置に大きな差異は見られず、神社位置は屯田兵村の中心である大隊本部、中隊本部に隣接して設けられていた。神社の機能が重要視されていたことが分かる。

なぜこのような神社の創立由縁に関して類型化することができたのか。石狩川流域に屯田兵村が成立する前、わが国では、明治初年に神仏分離令、大教宣布の韶が発せられ、天皇を神とする神道の国教化が進められた。この政教一致的イデオロギーによる国民の指導と統制は、国民の間に天皇崇拝をうえつけ、天皇制政府に対する国民の精神的支持の確立をめざすものであった。明治4年5月には、太政官布告により、神社は「国家の祭祀」とされ、国の管理下に置かれるようになった。

そうした中で、明治19年に内務省は「社寺及仏堂並建物アル遥拝所ヲ創立、再興、復旧セサル事」という訓令を出した。しかし、この訓令では、「但移住民地及特別ノ縁故アル者ハ事由ヲ具シ伺ヘシ」という但し書によって、北海道と沖縄での新たな神社の創立については許されていた。このことは、石狩川上~中流域の屯田兵村における神社が、すべて明治30年以前に創立されていたことからも分かる。しかし、明治30年3月に北海道庁に神社創立の許可を委任されたことに基づき、北海道における神社はこの年を境に創立に関して規制されるようになった。

明治30年代になっても、北海道への入植者は増加する一途であった。神社創立に関する規制とは裏腹に、入植者は新天地に心の拠り所としてのカミを次々と持ち込んでいった。

多くの開拓地に持ち込まれたカミは、無願神社と呼ばれ、境内地や社殿面積などの規則により、なかなか公認はされなかった。しかし、入植者側を考えると、公認要請はあくまで政府の方策なのであり、公認されていなくても入植者にとっては、新天地を守護するカミに変わりはなかったのである。

この現状に関して、日露戦争(明治37~38年)勃発の翌年、「社寺廃止ノ件」が布達され、乱立する神社の統廃合が更に勧奨されるようになる。表3から、明治39年以前に認可されていた屯田兵村の神社は、滝川兵村、永山兵村、東旭川兵村、美唄兵村の4社のみであった。その後、相次いで無格社として公認されたのである。無格社認可までの年数は、各々の神社で差があるが、認可されない神社はなかった。

石狩川上~中流域の屯田兵村の神社祭神 に, 天照大神が多く選択されたことは, 明治 初期に屯田兵が入植した札幌地域とは異なっ た結果となった。東旭川兵村では、様々な地 方からの出身者が混在するなかで、郷里の神 社を祀りたいという主張もあったが,屯田兵 幹部の意向に沿った形で天照大神が選択され た。北海道における神社の特徴ついて、 (個々の移民が入植した集落は)「郷土が一致 しないので、天照大神又は開拓三神を奉斎し た。|69) と指摘されているが、これを屯田兵 村に当てはめて考えると、このような言及に 疑問を持たざるを得ない。屯田兵は、その発 足や編成組織において、軍隊組織に組み込ま れるという形で直接に明治政府の影響下に あったのである。

つまり、これらの歴史背景を踏まえて屯田 兵村と神社の関係を考えると、神社の自発的 な創立は神社体系を乱すものという規制のも とに、屯田兵村では、主祭神に天照大神を選 択して公認を求める動きが広くなされたとい える。いち早く開拓地の模範としての機能を 持つ集落となる道程を歩まされていたのでは ないかと考えられる。それは、北海道における神社奉斎について、「新しき土地の開発は、[神社を中心に、そして神社を通じて]との建国以来の伝統精神のあらはれであった。」⁷⁰⁾ という指摘の通り、明治政府の近代国家を目指す政策の一側面が屯田兵村における神社の創立由縁の分析から見て取れると考えたい。

Ⅳ. おわりに

本論文で対象地域とした屯田兵村における神社創立由縁は、①遥拝所型、②屯田兵協賛型、③記念標型に類型化された。屯田兵幹部より遥拝所が建立された士族屯田兵村では、天皇崇拝につながる祭神を祀る神社がそのまま集落の神社として採用された。その後の、平民屯田兵村では、神社創立について屯田兵幹部の主導のうえで、入植者の同志や有志が建立するという模索の時期を経て、開村記念事業と同時に神社建立が常となったといえる。

北海道外の出身である開拓地の入植者は、 故郷においては集落における神社の存在は至 当であった。そのため、新たな生活を求めた 開拓地にも、神社を挙って創立した。しか し、明治中期に成立した屯田兵村では、神社 の創立自体が、明治政府によって意図的に操 作されていた。屯田兵村における神社は、屯 田兵が明治国家の一翼である認識を向上させ る役割を担っていたのであろう。つまり、明 治初期に形成した札幌地域の屯田兵村とは異 なった「意図的な神社創立」の歴史が如実に 現れていた。その意味で、中央集権的な天皇 制統一国家は、屯田兵村における神社信仰を 等質にさせたと考える。

これまでの研究では、開拓地における神社 の創立由縁に注目されてこなかったこと、各 屯田兵村の神社を比較するということがなさ れていなかったが、本論文で屯田兵村におけ る神社の創立由縁を類型化したことにより、 明治政府が近代国家の形成を目指している政策は、そのまま近代開拓村の神社にも転化されていったことが明確になったと推察できる。すなわち、藩や各地方に生きる民衆ではなく、明治国家が指導した新天地のもとに生きる近代国家の国民への道程が、神社の創立由縁に注目した類型化を成したことにより、より明確となったのである。

今後の課題として,石狩川流域以外に形成された屯田兵村における神社の創立由縁を調査し比較検討したい。また,創立されたあとの神社が屯田兵村のなかで,どのような祭祀組織を持ち,集落のカミとしての役割を果たしていたかということも明らかにしていきたい。

(昭和女子大学・院)

〔付記〕

本論文は、2006年歴史地理学会第207回例会にて発表した「屯田兵村における神社の比較研究ー石狩川中流〜上流域を例にして一」の内容に加筆修正を行った。本論文を作成するにあたり、現地調査で芦原嚴夫氏、上田良博氏、遠藤志氏、太田覚氏、大西祥太氏、鎌田正彦氏、黒田貞夫氏、菅原武男氏、杉本竜一氏、田川太一郎氏、中根英治氏、半井仁氏、楢崎和裕氏には大変お世話になりました。また、昭和女子大学の田畑久夫先生、渡辺伸夫先生、千葉功先生に御指導頂きました。尚、査読者の的確な校閲によって、改めて論文の整理をすることができました。記して御礼申し上げます。

[注]

- 1) 上原轍三郎『北海道屯田兵制度』,北海道 庁, 1914。
- 2) 安田泰次郎『北海道移民政策史』,東天社, 1941。
- 3) 山口弥一郎「北地平原開発の形態」, 人文地理 8-2, 1952, 1~11頁。
- 4) 増田忠二郎「屯田兵村における集落形態の 諸問題」, 人文地理14-6, 1962, 90~101

頁。

- 5)渡辺英郎「永山屯田兵村の原型変化」,人文 地理17-2, 1965, 81~83頁。
- 6) 本論文では、屯田兵村に鎮座した神社の由緒(創立の発起となった出来事や背景、由来)について「創立由縁」という言葉を用いた。北海道における神社は、古来より内地の集落に鎮座している神社とは異なり、開拓地への入植者が、より人間的な営みを行うために意識的に鎮座させた神社であるという背景を含むためである。「由縁」とは、事の起こり・わけ、関係という意味がある。内地とは異なる新しい動きがあった明治期の神社の創立の由緒について適格に示す用語であると考える。
- 7) 黒崎八州次良「町村・部落・家の氏神・鎮守・守護神の祭祀について」,新しい道史 56,1973,1~12頁。
- 8) 梅原達治「北海道の神社の人類学的研究 (1)」, 札幌大学教養部札幌大学女子短期大 学紀要第3号, 1972, 23~33頁。
- 9) 関孝敏「開拓部落の展開と村落構造―講組織を中心として」、社会学評論24-4、1974、19~43頁。
- 10) 村田文江「北海道開拓地における無願神祠 に関する覚書-手塩町ウブシ原野の鎮守社 創建を中心に」, 歴史人類10号, 1982, 129~154頁。
- 11) 宮良高弘『北の民俗学』,雄山閣,1993。
- 12) 森岡清美「北海道篠津兵村の展開と村落構造-祭祀組織を中軸として-」,東京教育大学文学部紀要社会科学論集4,1957, 1~97頁
- 13) 鷹田和喜三①「屯田兵村における移住・定着と村落祭祀」, 拓殖大学論集167号, 1987, 165~206頁, ②『北海道の村落祭祀研究-母村と移住村の比較-』, 人間の科学社, 1965。
- 14) 遠藤由紀子①「旧会津藩士における神社の研究―琴似兵村と江別兵村の比較から―」,昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要第15号,2006,31~43頁,②「根室地域における屯田兵村と神社の研究-士族屯田としての和田兵村と太田兵村を中心にー」昭和

- 女子大学文化史研究第10号, 2006, 35~57 百。
- 15) 谷岡武雄『平野の地理』, 古今書院, 1963,215頁。
- 16) 前掲4) 92~93頁。
- 17) 永山武四郎は、屯田兵村の適地調査のため 幾年も費やし全道をくまなく歩いている。 これ以前、明治19年にも調査に出かけてお り、随行した栃内元吉が『明治十九年屯田 兵本部長永山将軍北海全道巡回日記』(北海 道大学付属図書館北方資料室、請求番号別 915-Ton)を残し、札幌から手塩方面への調 査の詳細について報告している。
- 18) 藤原廣光編『滝川市史』(上巻), 滝川市, 1981, 215頁。
- 19) 金子協平、国兼昇、野田四郎、金坂吉晃、 前野満雄『そうらつぷち』20、滝川市郷土 研究会、1972、37頁。
- 20) 大正12年生まれ。明治23年7月に山形県から入植した菅原庄次郎の孫である。滝川地域では平成2年に追跡調査をしたところ、その後の所在が分かる滝川屯田兵の子孫は178戸であった。現在、屯田2世である大正3年生まれの子孫が最高齢である。
- 21) 士族屯田と平民屯田の戸籍については、伊藤廣によって分析されている(伊藤廣『屯田兵村の百年』(中巻)、北海道新聞社、1979、11~12頁)。
- 22) 野崎貞次は、明治19年に入植が完了した札幌地域における江別兵村において、明治23年に勧請された江別神社の前身となる遙拝所の発起人にも名前を連ねている(前掲14)① 38頁)。大隊本部が江別兵村から滝川兵村に移動したため、野崎は滝川兵村に転勤となった。
- 23) 坂東幸太郎編『滝川町発展史』, 富良野線鉄道開通祝賀会, 1911, 107頁。
- 24) 順に回して見せる文書、書状。
- 25) 前掲23) 111頁。
- 26) 前掲23) 110頁。
- 27) 平成15年に北海道屯田倶楽部が編集・発行 した全道37屯田兵村の入植者を名簿として まとめた書籍である。これまで不詳であっ た入植者が再調査され、屯田兵の出身地、

生年月日,入植年次,系譜などが明晰にされた。だが,屯田兵村により記録に不確かな点もあり,入植者の氏名だけに留まっている記録もある。本論文における入植者の出身地に関する調査は、この書籍によるものである。尚,滝川兵村への入植者名簿は97~114頁である。

- 28) 坂東幸太郎編『滝川町発展史』, 富良野線鉄道開通祝賀会, 1911, 111頁。
- 29) 前掲14)。
- 30) 小林博明『屯田兵名簿』, 北海道屯田倶楽部, 2003, 133~149頁, 170~202頁。
- 31) 永山神社編『永山神社史』,永山神社創祀百年記念史編集委員会,1997,1頁。
- 32) 部落地神とも呼ばれている。開拓地には、様々な祭神が入植者により持ち込まれ、散在していた。すなわち、「故郷の鎮守社に思いを馳せ、切株に安置した神棚や、祭神名を墨書した棒杭を拠り代とし、その前に鳥居を建てた簡素な祭場を設け、切株神社、棒杭神社などと称した。切株や棒杭に始まる新開地の神社は行政上から無願神社とよばれていた。」(北海道神社庁編『北海道神社庁誌』、北海道神社庁、1999、21頁)と示唆されている。
- 33) 前掲31) 13頁。
- 34) 前掲30) 133~149頁。
- 35) 當麻神社編『當麻神社史』,當麻神社御鎮座九十年奉賛会,1985, 9頁。
- 36) 前掲35) 15頁。
- 37) この時、當麻神社の創立願は聞き届けられなかった。まだ独立村ではなく「永山村字トーマ」であり、また神社維持上の基本条件に不備な点が多かったためである。その後、明治41年に神職を朝倉勇蔵とし、当麻村全氏子の連名書を添付して「神社創立願」を出願し、無格社として認可された。
- 38) 日清戦争後、政府は軍備拡張のため、明治 29年に六師団編成を一二師団編成に変更 し、北海道内全域の屯田兵を第七師団とし た。すでに、その前年には動員令が下り、 臨時第七師団として再編成されていた。第 四中隊記録は、入植直後の明治25年からの 記録であるが、その題目には『第七師団屯

田歩兵〜』とある。明治32年10月までの記録であるので、題目はその後つけられたのであろう。東旭川兵村には、この記録とは異にして明治29年5月よりの『師団歴史』が残る。他の屯田兵村では、その関係史料を現存させている所は極めて少なく、ほとんどは消滅・散逸しているのが実状である。東旭川兵村の関係史料が多種かつ多量に残存しているのは珍しい(原田一典「旭川兵村とその関係史料について」『新旭川市史』(第8巻史料三)、ぎょうせい、1997、8頁)。

- 39) 旭川市史編集会議編,『新旭川市史』(第8巻 史料三), ぎょうせい, 1997, 33~336頁。
- 40) 明治19年より屯田兵の入植がはじまった根室地域に形成された当時の第二大隊(和田兵村・太田兵村)で大隊長を務めていた。その後上川盆地の第三大隊に転勤となった。
- 41) 芦原嚴夫編『旭川神社鎮座百年史』,旭川神社鎮座百年史編集委員会,1994, 5頁。
- 42) 木の花が美しく咲くという物事の繁栄を象徴する神である。それまで、仮の分霊しかなされていなかった旭川神社に、細川が正月を目の前にして、社殿に献納したと神社に伝わっている。
- 43) 前掲41) 9~12頁。
- 44) 前掲41) 4頁。
- 45) 大枝連藏『沼貝村史』, 田岡美盛堂, 1915, 5 頁。
- 46) 前掲45) 65頁。
- 47) 前掲45) 64頁。
- 48) 美唄市編『開基80年市制施行20年記念刊行 美唄市史』,美唄市, 1970, 937頁。
- 49) 前掲48) 940頁。
- 50) 前掲48) 115頁。
- 51) 美唄市編『美唄市百年史』(通史編), 美唄市百年史編纂委員会, 1991, 281頁。
- 52) 前掲48) 941頁。
- 53) 大正13年生まれ。昭和38年から宮司を務め ている。
- 54) 深川市総務部『深川100年のあゆみ』, 深川市, 1992, 32頁。
- 55) なお, 明治27年, 滝川地域の北側に江部乙

兵村[旧江部乙町, 現滝川市]が形成された。この地域には、400戸が入植し、江部乙神社が創立された。神社の創立由縁は、開村と同時に祭典が施行され、記念標が建てられたのが後に江部乙神社の祭神となった。

- 56) 前掲30) 220~251頁。
- 57) 北海道神社庁編『北海道神社庁誌』, 北海道神社庁, 1999, 482頁。
- 58) 秩父別屯田会編『秩父別回顧録』, ぎょうせい, 1981, 52頁。
- 59) 前掲30) 236~256頁。
- 60) 秩父別町史編纂委員会編『秩父別町史』,秩父別町, 1987, 1614頁。
- 61) 前掲57) 483頁。
- 62) 吉本勲編『我等の父祖の地と共に』,大國神 社御創祀百年記念奉賛会,1995,63頁。
- 63) 一已屯田会編『一已屯田開拓史』,一已屯田会, 1994, 192頁。
- 64) 当時の日雇賃金は一日50銭である。
- 65) 前掲57) 484頁。
- 66) 大平秀雄編『納内神社の百年史』納内神社

創祀百年記念事業奉賛会, 1995, 42頁。

- 67) 光珠内兵村については、屯田兵幹部の発起により神社が創立された。これは、遙拝所型とはいわないまでも、士族屯田兵村の特徴と似ている。この創立由縁は、特科隊の中心地であったことも影響していると推察する。しかし、平民屯田兵村であることと、遙拝所型にも合致しないことから、屯田兵協賛型となる初期段階として位置づけ、光珠内兵村を屯田兵協賛型に含ませることにする。
- 68) 筆者は、これまでの研究で明治18年以降に 札幌地域と根室地域に形成されたどの屯田 兵村でも「遥拝所」がのちに神社の祭神と して祀られたという創立由縁であったこと を明らかにしている(前掲14)。
- 69) 茂木栄「北海道における神社の創建と展開 ー神社明細帳データベース化の試みー」『北 海道神社明細帳の分析』,國學院大學日本文 化研究所, 1997, 12頁。
- 70) 小笠原省三『北海道拓殖と神社』,海外移住 文化研究所,1951,43頁。

A study of establishing shrines and the patterns in the militia settlement

—Focusing on the middle and upper area at the Ishikari River, Hokkaido, Japan—

ENDO Yukiko

There are shrines in every militaries settlement in Hokkaido. In this study, I have carried out researches on the militia settlement in the upper and the middle reaches of Ishikari River. I have already investigated the militia settlement in the Sapporro area, and made the fact clear that the colonial militia erected shrines in their hometown on their own initiative.

Since there are not so many important pieces of research have done with the militia settlement in the upper and the middle reaches of Ishikari River, we cannot identify whether they erected shrines on their own initiative or not. There is possibility that they might have erected shrines by the order of the Meiji Government. We hardly know how they elected the deity as well. Historians have never compared shrines in each militia settlement. Thus I have investigated and found out that there are three patterns in process of erecting shrines in the militia settlement. I have focused on a consideration of a reciprocal relationship between the origin of erecting shrines in militia settlements and the political policies of the Meiji Government.

I have conducted a field survey of the Takikawa area (middle basin), the Kamikawa basin (upper basin), the south sorachi basin (lower middle basin), and the Uryu region (upper middle basin) on the reaches of Ishikari River. That militia settlement has settled from 1889 to 1896.

Focusing on the origin of erecting shrines, you can identify there are three patterns in reciprocal relationship between shrines and the militia settlements.

- 1. Takikawa basin: Type as a sanctuary place to pray. (The leaders of the colonial militia proposed to erect shrines.)
- 2. Kamikawa basin, South Sorachi basin: Type as a public asset. (Those whom interested or likeminded in colonial militia erected shrines)
- 3. Uryu basin: Type as the commemorative mark. (The colonial militia performed a ceremony of the Shinto religion and erected shrine as commemorative mark when they developed village.)

By symbolizing shrines as national ritual, the Meiji Government was willing to organize nation with centralization of power with the Emperor at its center. In most of the militia settlement, they worship Amateras Omikami, the deity of the sun and the most important deity of the Shinto religion. There was an intentional refection of shrines in most of the militia settlement in the upper and the middle reaches of Ishikari River. Thus we can tell that there was a huge effect of Emperor system of Japan in its history. The militia settlement was playing an important part as being exemplary citizen in new world in the second decade of the Meiji era. This research identified that shrines in the militia settlements in the upper and the middle reaches of Ishikari River were different from those in Sapporo area, which erected in the early Meiji era.

Significance of existence of shrines in Ishikari River area was playing the role of improving recognition of people as a member of the Meiji Nation.

- * The militia settlement means Tondenhei-son.
- ※ The colonial militia means Tondenhei.

Key word: militia settlements, Ishikari River, shrines, Meiji Government